

衆議院経済産業委員会ニュース

【第211回国会】令和5年5月12日（金）、第14回の委員会が開かれました。

1 経済産業の基本施策に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件

- ・西村経済産業大臣、中谷経済産業副大臣、古谷公正取引委員会委員長、山中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）篠原孝君（立憲）、馬場雄基君（立憲）、青山大人君（立憲）、落合貴之君（立憲）、足立康史君（維新）、遠藤良太君（維新）、小野泰輔君（維新）、鈴木義弘君（国民）、笠井亮君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

篠原孝君（立憲）

- （1） 日本経済の現状全般についての西村経済産業大臣の見解
- （2） 我が国におけるエネルギーの供給不足についての西村経済産業大臣の見解
- （3） 我が国が慢性的な貿易赤字に陥ることへの懸念及び経済産業省の対応策
- （4） 原発の運転期間延長に関し60年の運転期間のカウントから停止期間を除外する技術的根拠
- （5） 福島第一原発と福島第二原発における被害が異なった理由は経年数の差であることの確認
- （6） 諸外国と比較して我が国のGX実現に向けた取組が進んでいないとの指摘に対する西村経済産業大臣の見解

馬場雄基君（立憲）

地中熱利用

- ア 熱エネルギーの活用が省エネ国家実現の鍵になる可能性
- イ エネルギー基本計画等の国家戦略における熱エネルギーの具体的目標値及び達成方法
- ウ 諸外国と比して我が国の地中熱利用が進んでいない理由
- エ 地中熱利用の中で地下水を活用する手法を社会展開していく方策
- オ くみ上げた地下水を元に戻す技術を前提に地盤沈下防止規制の緩和を検討する必要性
- カ 政府施設における地中熱利用の導入例
- キ 政府施設における地中熱利用の導入件数を増加させる必要性
- ク 地盤沈下防止規制の改正や国家戦略特区の特例措置の一般化に向けた取組状況
- ケ 地中熱を含む再生可能エネルギー熱利用の導入の検討に向けた西村経済産業大臣の決意

青山大人君（立憲）

- （1） ブライダル産業に対する支援
 - ア 「特定生活関連サービスインバウンド需要創出促進・基盤強化事業」の目的
 - イ ブライダル産業による経済社会への波及効果を踏まえて同産業への支援を強化する必要性
- （2） 「小売価格低減に資する石油ガス配送合理化補助事業」
 - ア 応募及び採択等の同事業の進捗状況
 - イ 応募多数のために想定されていた補助率が引き下げられたことを受けた今後の対応（予算額増額等）の必要性
 - ウ 同事業の趣旨を踏まえて中小企業・小規模事業者への支援を優先する必要性
 - エ 今後の追加公募の可能性

落合貴之君（立憲）

- (1) 本年5月に発生した石川県能登地方を震源とした地震
 - ア 被災した中小企業等に対する経済産業省の支援
 - イ 被災した中小企業等の現状を把握し必要に応じて施策を後押しすることについての西村経済産業大臣の決意
- (2) 送配電網の整備
 - ア 予見可能性を高めるために送電線投資の分野について国の関与を更に強化する必要性
 - イ 福島第一原発の廃炉費用の原資と送配電網整備の投資について会計を区分する等の措置を講ずる必要性
- (3) フリーランス
 - ア 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）」が本年4月に成立したことについての西村経済大臣の所感及び同法に不足していると考えられる事項
 - イ 同法の周知及び運用の過程で必要に応じて内容を見直す必要性
 - ウ フリーランス分野の重要性についての古谷公正取引委員長の認識
- (4) ゾンビ企業
 - ア 新型コロナウイルス感染症に係る政府の施策によって経営不振に陥っている企業を大手マスコミが「ゾンビ企業」と称することの適切性
 - イ 経済産業省が「ゾンビ企業」という名称を公式に使用している事実の有無

足立康史君（維新）

A Iの活用に向けた我が国の対応

- ア A Iと著作権制度との関係における未整理の課題の有無についての文化庁の見解
- イ 活用にあたり知的財産法法制上の課題はないことから、現行法を周知し判例を重ねていく必要性
- ウ 生成系A Iに関する新たな規制を設ける予定の有無
- エ A Iに関する行政組織については経済産業大臣が司令塔となる必要性

遠藤良太君（維新）

- (1) スパイ行為防止
 - ア 中国の反スパイ法の改正が我が国企業へ与える影響
 - イ 中国におけるビジネス環境の透明性を確保するための方策
 - ウ J E T R O（独立行政法人日本貿易振興機構）による中国の反スパイ法についての企業への注意喚起の方法
 - エ 不正競争防止法に基づく中国への営業秘密侵害事案の具体例
 - オ 中国の反不正競争法に基づく我が国への営業秘密侵害事案の有無
 - カ 我が国における反スパイ法を制定する必要性
 - キ セキュリティ・クリアランス制度の導入見直し
- (2) バイオマス発電事業
 - ア 原料価格高騰への対応策
 - イ F I T認定事業者について、事業譲渡及びF I P制度への移行の可否
 - ウ 今後の普及見直し
 - エ もみ殻を活用したバイオマス発電についての評価
 - オ 花粉症対策としての植え替えの一環としてバイオマス発電に花粉の発生源となっている杉を利用する可能性

小野泰輔君（維新）

- (1) 画像生成A I
 - ア 著作権侵害行為の把握状況
 - イ 著作権侵害行為から守るためにオプトイン方式を導入する必要性及び諸外国における同方式の検討状況
 - ウ 商業利用に関する産業政策上の国の方針
- (2) 半導体工場の排水
 - ア 大量の水を必要とする理由及び排水に含まれる化学物質
 - イ 排水に含まれるP F A Sの基準値及び事業者による排水基準の遵守状況
 - ウ P F O S、P F O Aの規制状況
 - エ 排水削減に係る技術的動向についての経済産業省の把握状況

鈴木義弘君（国民）

- (1) 各種金属資源の確保
 - ア 各種鉱物資源の確保に向けた経済産業省の取組
 - イ 各種鉱物資源の国内備蓄の重要性
- (2) 2050年カーボンニュートラルに向けた対策
 - ア 2050年カーボンニュートラルに向けたリチウム、コバルトの確保の見通し
 - イ 蓄電池に使用される希少金属等の資源を再利用するための体制づくりの必要性
 - ウ 蓄電池やE V用モーターの国際競争力強化のための必要投資額及び戦略の確認
 - エ イノベーション創出のために集中的・重点的な支援の必要性
- (3) A Iの普及に当たりルール作りをする必要性

笠井亮君（共産）

- (1) 4月26日の経済産業委員会における岸田内閣総理大臣の「規制基準への適合性が確認できない原発の運転は一切認められない」との答弁と西村経済産業大臣の認識が同じであるかの確認
- (2) 関西電力美浜原発3号機の火災防護対象ケーブルが系統分離されていない事案
 - ア ケーブルが系統分離されていない状態で機能喪失した場合に起こり得る最悪の事態
 - イ ケーブルが機能損失した場合においても電源を確保するような規制基準を求めていることの確認
 - ウ 火災防護対象ケーブルの審査基準を定めるに至った経緯
 - エ 同ケーブルが審査基準に適合しているかの確認
 - オ 原子力規制庁が現場確認として行った火災防護対象ケーブルの確認結果及び原子力規制委員会への報告の有無
 - カ 関西電力美浜原発3号機以外の原発もケーブルが系統分離されていないことについての確認
 - キ 系統分離対策がなされていないケーブルの全長
 - ク 系統分離されていないケーブルが原発の安全性を脅かしているおそれ
 - ケ 再稼働前の使用前検査段階で本事案が判明しなかった理由
 - コ 使用前検査の実施者及び使用前検査結果の確認者
 - サ 新規基準に適合した原子力発電については事業者が使用前検査を行い、検査官がその結果を確認するという制度になっていることの確認
 - シ 現在稼働中の原子力発電所が新規基準に適合しているかの確認
 - ス 使用前検査において現場で確認する箇所を選定している者

- セ 火災防護対象ケーブルを使用前検査の段階で全て確認する必要性
- ソ 検査が機動的に行われていなかったおそれ
- タ 原子力発電所の安全の重要度の判断基準及び当該基準が明文化されているかの確認
- チ 本事案の対策についての原子力規制委員会における原子力規制庁からの報告内容及び対策完了までの期間
- ツ 本事案の対策が講じられるまでの対応策が規制基準に適合していないにもかかわらず、原子力規制委員会が当該対応策を認めている理由及び適合していない期間は原発を停止する必要性
- テ 2015年に柏崎刈羽原発7基全てにおいてケーブルの系統分離がされていなかった事案についての当時の更田原子力規制委員長代理の見解
- ト 規制基準に適合していない原発の運転停止を求める必要性

2 不正競争防止法等の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）

- ・西村経済産業大臣から趣旨の説明を聴取しました。